

地震火災対策に係る新規・拡充した支援メニューのお知らせ及び
重点対策地域の自治会・町内会やお住まいの皆様への周知・啓発の取組について【情報提供】

趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、令和 7 年 3 月に「横浜市地震防災戦略」を刷新し、併せて、大地震時の延焼火災の被害を低減する地震火災対策に関する支援メニューについても、新規・拡充を行いましたのでお知らせします。

また、地震火災の危険性の特に高い重点対策地域（【参考】参照）においては、自治会・町内会やお住まいの皆様へ、地震火災リスクや今回拡充した支援メニューを知っていただくため、周知・啓発の取組を実施します。

1 新規・拡充した地震火災対策の支援メニューについて

- ・別紙 1 「地震火災対策の支援メニュー一覧」（赤字部分が令和 7 年度新規・拡充）

2 重点対策地域内にお住まいの皆様へ「個人・家庭向け」支援メニュー一覧の配布

重点対策地域にお住まいの各世帯（市内約 11 万世帯）の皆様に対して、「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレットを配布し、制度の周知を行います。

- ・別紙 2 「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレット

3 自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充のお知らせ

自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備費に対する補助について、重点対策地域・対策地域のみであった補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

- ・別紙 3 「身近なまちの防災施設整備事業補助」（自治会・町内会向け）

4 重点対策地域を含む各単位会への本市職員の訪問について

今年 6 月から 11 月末にかけて、事前に訪問の可否を確認の上、本市職員（都市整備局防災まちづくり推進課）が各単位会の会長や定例会に訪問等をさせていただき、地震火災対策の支援メニューや地震火災リスク等についてご説明します。

また、地震火災対策に関心があり、対策を行いたい自治会・町内会については、ご意向や状況に応じて、防災まちづくりの専門家の派遣や防災マップの作成支援、地域の防災設備の整備など、様々なメニューにより支援を行っていきます。

5. お願いしたいこと

【地区連長】本市職員が周知・啓発のため、重点対策地域を含む各単位会へ個別に訪問を行います。所属する各単位会に本市から訪問する前に、事前にご連絡いたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。

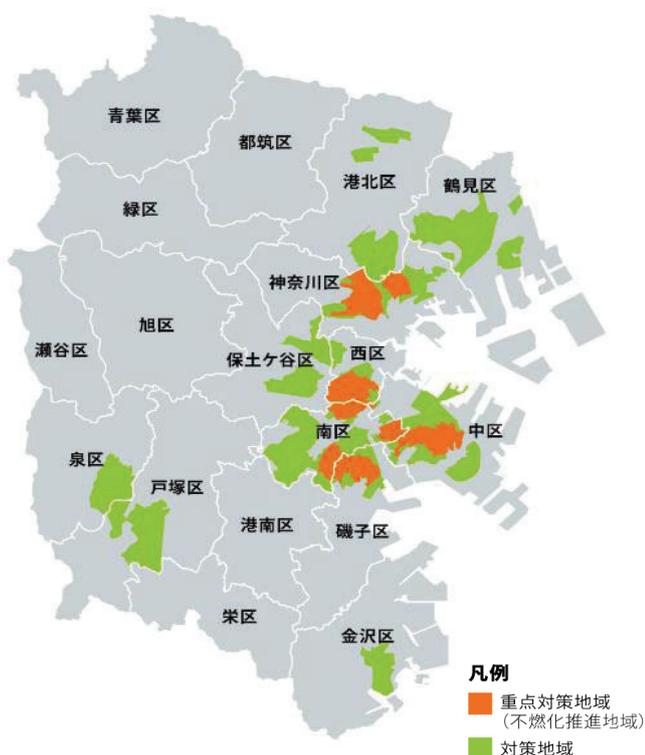
重点対策地域内においては、6 月から 11 月末にかけて、本市職員から訪問の可否についてご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

重点対策地域、対策地域の区域図



(中区)重点対策地域・対策地域を含む町丁目

重点対策地域：● 対策地域：■ を含むもの			
赤門町1丁目	●	日ノ出町2丁目	■
池袋	■	本郷町1丁目～3丁目	●
石川町1丁目～5丁目	■	本牧荒井	●
上野町1丁目～3丁目	●	本牧大里町	■
上野町4丁目	■	本牧三之谷	■
打越	■	本牧町1丁目～2丁目	●
大芝台	●	本牧原	■
大平町	●	本牧満坂	●
柏葉	●	本牧緑ヶ丘	●
北方町1丁目～2丁目	●	本牧元町	■
鷺山	●	豆口台	■
諏訪町	■	箕沢	●
滝之上	■	妙善寺台	■
竹之丸	●	麦田町1丁目	■
立野	●	麦田町2丁目～4丁目	●
千代崎町1丁目～4丁目	●	元町1丁目～5丁目	■
寺久保	●	矢口台	●
仲尾台	■	山下町	■
西竹之丸	●	山手町	●
西之谷町	●	大和町1丁目～2丁目	●
初音町1丁目～3丁目	●	山元町1丁目～4丁目	●
英町	●		

「地震火災対策」の市ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

地震火災対策の 支援メニュー一覧

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

自治会・町内会など地域団体向け

赤字下線部は令和7年度から新規・拡充した支援メニュー

各支援メニューの詳細はこちら(リンク集)



重点対策地域・対策地域とは？

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替への補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部



詳細はこちらをご覧ください

別紙1



お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先

市外局番は 045 です。

防災まちづくりの活動を行いたい

- ▶ 地震火災リスクや避難ルートを知りたい
- ▶ 地域の防災施設や整備計画を検討したい
- ▶ 地域の防災活動の費用を支援してほしい

検討に必要なまちづくりの専門家の派遣、活動費用の一部を補助

【町の防災組織活動費補助金】
町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用を、各団体の申請世帯数等に応じて支給します。(1世帯160円)

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

各区役所総務課(防災担当)

防災設備を整えたい

▶ 初期消火器具(スタンドパイプ等)を設置したい



【初期消火器具整備費補助金】
初期消火器具設置費用の一部を補助します。

<新規設置>
上限額 27万円
補助率 9/10

<新規設置又は更新設置>
上限額 20万円
補助率 2/3

<一部更新設置> 上限額 7万円 補助率 2/3

お住いの区の消防署
<重点対策地域のある5区は、以下のお問合せ先へ>
神奈川消防署 ☎316-0119
西消防署 ☎313-0119
中消防署 ☎251-0119
南消防署 ☎253-0119
磯子消防署 ☎753-0119

地震火災の燃え広がりを防ぎたい

▶ 私有地をまちの防災広場として整備したい



【身近なまちの防災施設整備事業補助】
自治会・町内会等が整備する防災広場、避難経路、防災施設の整備費用を補助

上限額 50万円
補助率 9/10

上限額 25万円
補助率 1/2

上限額 150万円
補助率 10/10

上限額 150万円
補助率 9/10

上限額 75万円
補助率 1/2

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

発災時スムーズに避難できるようにしたい

▶ 避難用の扉や手すり等を整備したい



上限額
1. 行き止まり改善 30万円
2. 中心杭等の設置 50万円
3. 手すり等の安全対策 50万円
補助率 9/10

上限額
1. 15万円
2. 25万円
3. 25万円
補助率 1/2

▶ 地域でまとまって狭い道路を拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(路線型)】
「まちづくりコーディネータ」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の拡幅に向けた話し合いや、地権者の合意形成をサポートします。

話し合いの内容に沿って、市が後退用地の測量・整備(主な整備内容: 塀等の除去、移設、道路の舗装等)

建築局建築防災課(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

個人・家庭向け

赤字下線部は令和7年度から新規・拡充した支援メニュー

※1 対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
 ※2 昭和56年5月以前に建築されたもの

※3 昭和56年6月～平成12年5月末に建築されたもの
 ※4 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事

支援メニュー概要

※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先
市外局番 045です。

部分的に改修し
延焼火災から
命を守りたい



【建築物開口部不燃化等改修事業補助】⇒「お問合せ先」①
防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

上限額100万円
補助率3/4

※1の地域
上限額100万円
補助率2/3

燃えにくい
建築物を
建築したい



【建築物不燃化推進事業補助】⇒「お問合せ先」①
解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ
上限150万円(最大300万円)まで補助します。

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

老朽建築物
の解体したい



【住宅除却補助】⇒「お問合せ先」②
左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

旧耐震基準(※2): 上限50万円
新耐震基準(※3): 一般世帯 上限20万円
非課税世帯(※4) 上限40万円

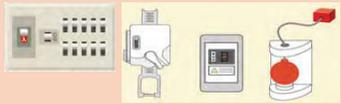
木造住宅
(平成12年5月末
以前に建築)
を耐震改修したい



【木造住宅耐震改修促進事業】⇒「お問合せ先」②
平成12年5月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。

一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯(※4) : 上限155万円

感震ブレー
カーを
取り付けたい

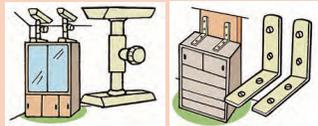


【感震ブレーカーの設置・取付支援】
「簡易タイプ」の購入費を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

器具代全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

家具転倒
防止器具を
取り付けたい



【家具転倒防災器具の取付支援】
高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、購入費の全額又は一部を補助し、機器の取付支援をします。

設置費全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

危険なブロ
ック塀を
改善したい



【ブロック塀等改善事業】
道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事
費用を補助します。

上限額 ①②併せて最大50万円

自宅前の
狭い道路
を拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(一般型)】
「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

補助対象(上限単価あり)→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費

建物の安全性を
確認したい

【木造住宅安全相談事業】⇒お問合せ先①
耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣
(重点対策地域及び※1の地域)

【木造住宅耐震診断士派遣】⇒お問合せ先②
耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣
(左記以外の地域)

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課
(耐震事業担当)
☎ 671-2943

船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ
ユニティ江江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課(耐震事業担当)
☎ 671-2943

地震火災で危険なところのイメージ

住宅が密集している

燃え広がりやすい



道が狭い 傾斜地

避難しにくい
消防車や救急車が入りにくい

古い建物が多い

燃えやすい
倒壊して避難の妨げに

重点対策地域とは

平成24年の地震被害想定をもとに、地震時の火災による延焼危険性の特に高い地域として、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施している地域です。

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部の地域を指定しています。



詳細はこちらをご覧ください

重点対策地域 (不燃化推進地域)
対策地域

お問い合わせ

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

TEL 045-671-3595

FAX 045-671-3595

※受付時間・・・平日 8:45～12:00 / 13:00～17:15

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階



大地震の被害想定

重点対策地域内の皆様へ 横浜市からのお知らせ

別紙2

その7割は火災によるものです。

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

横浜市では、令和7年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させます！

写真提供：神戸市

令和7年度から新規・拡充する個人・家庭向けメニュー

新規メニュー

延焼火災から命を守りたい

除却・建替え補助に加え、部分的な改修補助を新設

窓などの不燃化(防火)改修
上限100万円補助



拡充メニュー

地震の出火を防ぎたい

これまで補助率1/2だったものを拡充

通電火災を防ぐ感震ブレーカーの器具代全額補助



建築物の安全性を確認したい

これまで器具の取付支援のみだったものを拡充

高齢者・障害者等の世帯へ家具転倒防止器具の設置費全額補助



旧耐震住宅※のみだった補助対象を拡充

平成12年5月以前の木造住宅へ無料診断や耐震改修補助



※昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅

耐震補強工事の例

お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

お問合せ先 ☎ 市外局番は「045」です。

建築物の
解体・新築・改修
をしたい

延焼火災から命を守りたい

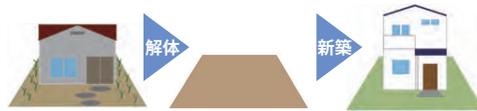
老朽建築物の解体したい

燃えにくい建築物を建築したい

木造住宅
(平成12年5月末以前に建築)
を耐震改修したい



不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援



老朽建物の解体や耐火性の高い建築物の新築支援



大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援

防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円(最大300万円)まで補助します。

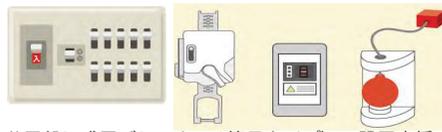
耐震改修工事費用を補助
一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯※2 : 上限155万円

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

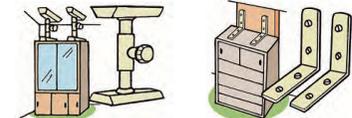
地震時の出火を防ぎたい

感震ブレーカーを取り付けたい

家具転倒防止器具を取り付けたい



分電盤に感震ブレーカー(簡易タイプ)の設置支援



タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援

「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、機器を自宅に送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

高齢者・障害者等のみの世帯へ、購入費を全額補助し、機器の取付支援をします。

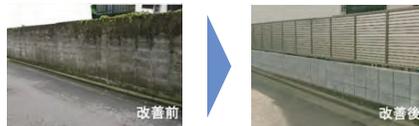
船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ ユニティ狛江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

発災時スムーズに避難できるようにしたい

危険なブロック塀を改善したい

自宅前の狭い道路を拡幅したい



ブロック塀等の除却、改善工事の支援



狭あい道路の拡幅整備の支援

除却工事、及び除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します(上限50万円)

「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

建物の安全性を確認したい

建物の安全性を確認したい

耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595



すでに多くの方が
始めています！

※3 令和4年度時点の累計

感震ブレーカー



約2万戸^{※3}のご家庭が
補助を受けて設置しました！

解体・新築



約2千軒^{※3}が
補助を利用して建て替えられました！

初期消火器具



約350基^{※3}を
自治会町内会等が新たに設置しました！

各支援メニューの詳細
はこちら(リンク集)



手続の流れ

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

事前相談

- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
 - ・手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階で問い合わせをお願いいたします。
 - ・補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
 - ・申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

補助金の交付申請

- 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着手

- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

完了の報告

- 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

補助金額の確定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

補助金の交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。指定の口座に補助金を入金します。

ご注意

- 補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限りです。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- 補助対象となる工事等は市内事業者が発注してください。（原則として2者以上の市内事業者からの見積徴収を行ってください。）
- 補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。

「地震火災対策計画」に関するその他の補助制度

初期消火器具整備費補助金

■概要

地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式初期消火器具などの設置補助と取扱指導を行います

■対象

市域全域

■補助率・補助上限額

補助率 3分の2

上限 20万円

※重点対策地域（不燃化推進地域）に該当する町丁目

補助率 10分の9

上限 27万円

■問合せ

■各消防署



横浜市都市整備局
防災まちづくり推進課

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
市庁舎29階

TEL 045-671-3595

FAX 045-663-5225

<受付時間>

平日 8:45~12:00

13:00~17:15

横浜市 まちの不燃化 検索

令和7年4月

横浜市の地震火災対策

燃えにくく、住みやすいまちへ

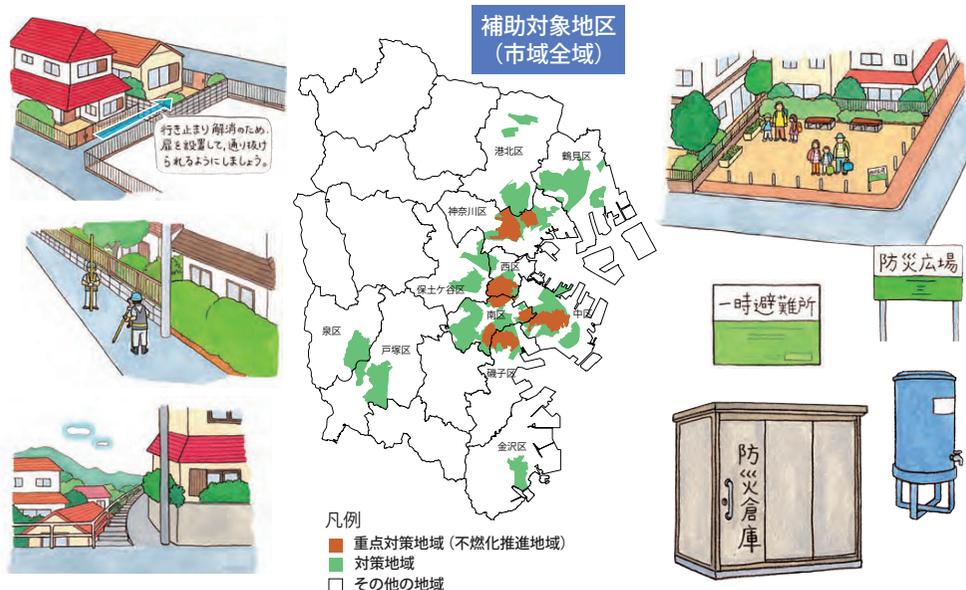
別紙3

身近なまちの 防災施設整備事業補助

補助対象が「市域全域」に広がりました！

横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取組を進めています。

地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行います。



補助対象地区（市域全域）について

「重点対策地域（不燃化推進地域）」、「対策地域」及び「その他の地域」で補助率や上限額が異なります。どの地区に該当するかは、防災まちづくり推進課ウェブサイトにてご確認ください。

- **重点対策地域（不燃化推進地域）**：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。
- **対策地域**：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。

「身近なまちの防災施設整備事業補助」のウェブサイト



補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「まちの避難経路」、いつとき避難のできる「まちの防災広場」、災害時に必要な「まちの防災設備」の整備等に対し、補助を行います。

「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の幅広に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者等と所有者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1) 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例)による整備促進路線は除きます
 注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

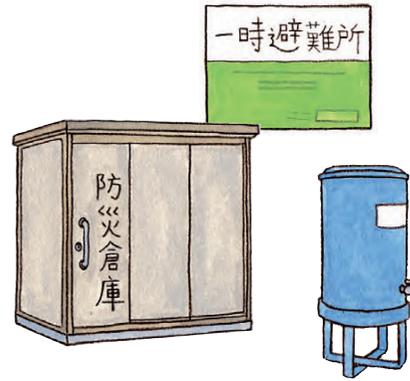
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

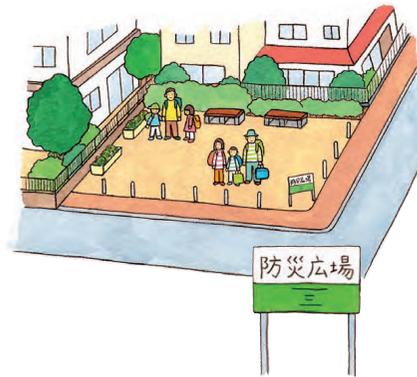
「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備



補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。



感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120-993-918

FAX：0258-25-2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 / FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！
 重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step1** 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認
3ページでご確認！
- Step2** 感震ブレーカーを選ぶ
- Step3** 電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線①

9408790



新潟県長岡市稲保4-720-6
 横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
 受託事業者
 船山株式会社 行

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

↑ 折り線②

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	
		メールアドレス	※お持ちの方のみ

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に を入れてください)

器具配送

器具 + 器具取付

(要件: 同居者全員が 65 歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳 (療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

ヤモリ.....1,800 円

Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円

ヤモリ・デ・セット.....2,700 円

Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円

スイッチ断ボール.....1,700 円

取付希望日
(取付支援を
選択の方)

投函日・送付日より30日後以降
月 日

取付希望
時間帯

午前 9時～12時
 午後 12時～18時

3. 同意事項 (同意の上、「はい」に を付けてください。) → はい

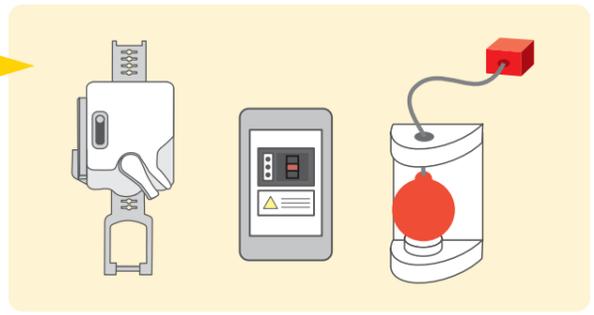
- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません (停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています (賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

Step 1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？

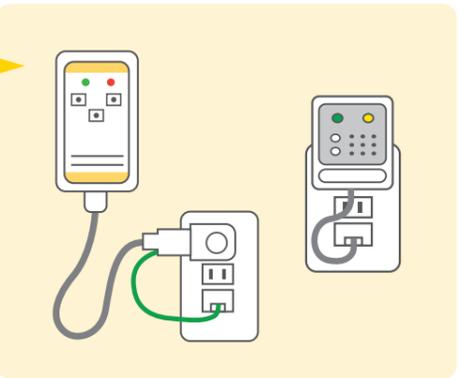


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

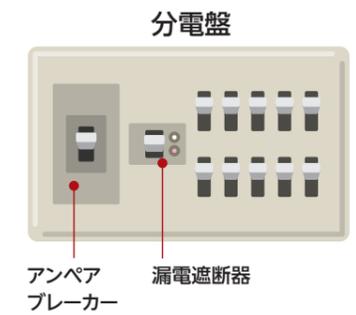
コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？



Check Point!

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

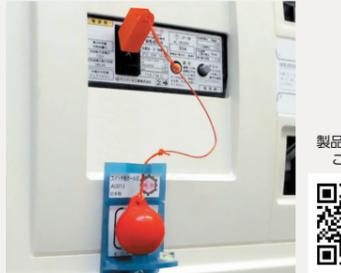


- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 111× 横 30× 奥行 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 1,700円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100Vのコンセントに差し込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレイカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。
※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者をご連絡します。

取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレイカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレイカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレイカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレイカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレイカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレイカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレイカーの器具代を全額補助します

- 対象商品** 感震ブレイカー (3~4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレイカーの器具代を一部補助します

- 対象商品** 感震ブレイカー (3~4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3~4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

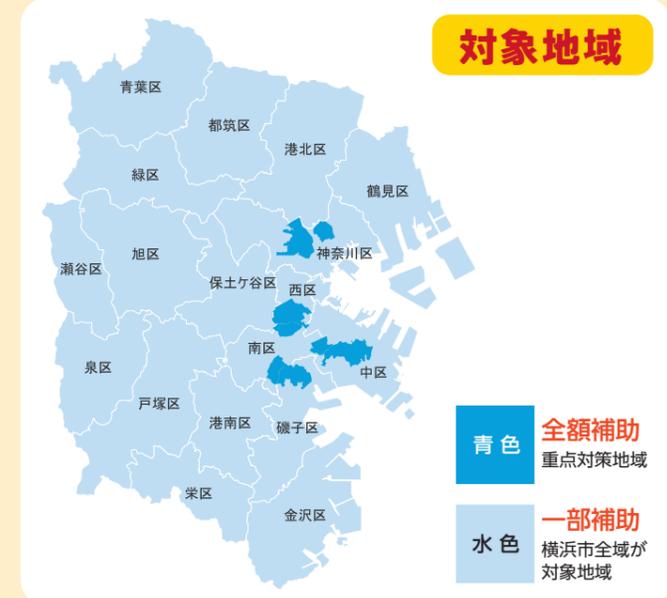
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件** 同居者全員が、下記のア~カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ~オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000件 (先着順)



重点対策地域とは?

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川区 旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目 	<ul style="list-style-type: none"> ● 西区 赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 	<ul style="list-style-type: none"> 千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧溝坂 本牧緑ヶ丘 養沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目
		<ul style="list-style-type: none"> ● 磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 丸山2丁目 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 南区 大岡1丁目 大岡2丁目 	

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和7年6月1日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和7年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店

(横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者)

TEL : 03-5438-5511

FAX : 03-5438-5515

総務局地域防災課
担当 海野、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみ**で構成される**世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助!** **それ以外の地域**は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



株式会社アイリスプラザ
〒201-8790 東京都狛江市和泉本町4-6-3
横浜世家家具転倒防止対策助成事業
取組事業者
狛江店 行

東区船泊1丁目和泉本町4-6-3

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでシジミをしっかりと止めてください。

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

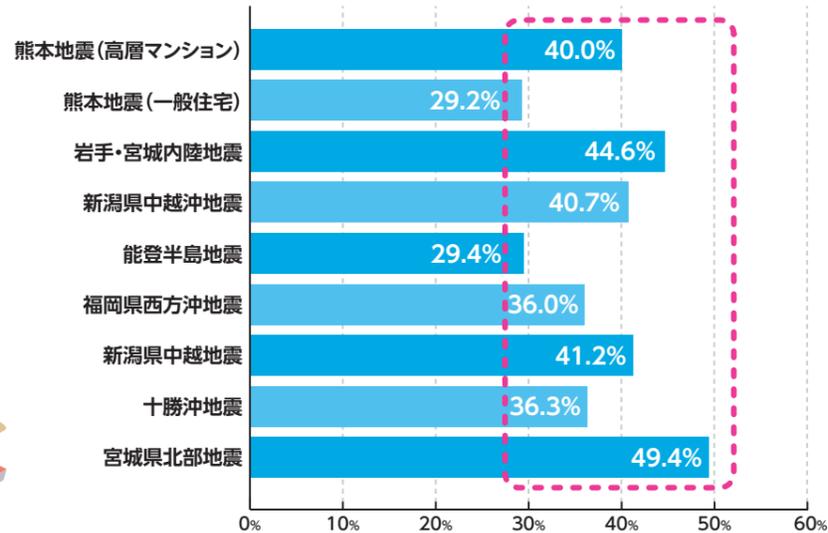
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

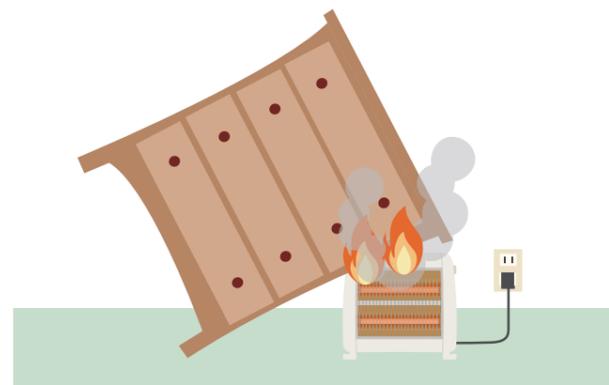


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



横浜市 の制度

家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付け代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち**重点対策地域**の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を**全額補助**します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

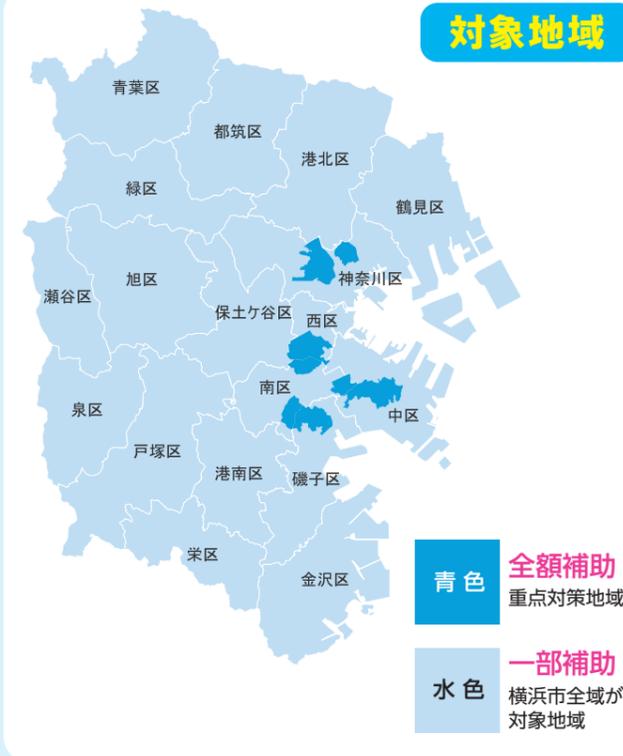
申請要件を満たされた方のうち**重点対策地域以外**の世帯の方は器具代金を**一部補助**します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

- **神奈川区**
 - 旭ヶ丘
 - 浦島丘
 - 神大寺1丁目
 - 神大寺4丁目
 - 栗田谷
 - 斎藤分町
 - 白幡上町
 - 白幡仲町
 - 白幡西町
 - 白幡東町
 - 白幡南町
 - 白幡向町
 - 中丸
 - 西大口
 - 西神奈川3丁目
 - 二本榎
 - 白楽
 - 平川町
 - 広台太田町
 - 松本町1丁目
 - 松本町2丁目
 - 松本町3丁目
- **西区**
 - 赤門町2丁目
 - 伊勢町1丁目
 - 伊勢町2丁目
 - 伊勢町3丁目
 - 老松町
 - 霞ヶ丘
 - 久保町
 - 境之谷
 - 中央1丁目
 - 中央2丁目
 - 西戸部町1丁目
 - 西戸部町2丁目
 - 西戸部町3丁目
- **中区**
 - 赤門町1丁目
 - 上野町1丁目
 - 上野町2丁目
 - 上野町3丁目
 - 大芝台
 - 大平町
 - 柏葉
 - 北方町1丁目
 - 北方町2丁目
 - 鷺山
 - 竹之丸
 - 立野
 - 千代崎町1丁目
 - 千代崎町2丁目
 - 千代崎町3丁目
- **南区**
 - 大岡1丁目
 - 大岡2丁目
 - 大岡3丁目
 - 庚台
 - 唐沢
 - 山谷
 - 清水ヶ丘
 - 中村町1丁目
 - 中村町2丁目
 - 中村町3丁目
 - 西中町4丁目
 - 八幡町
 - 伏見町
 - 平楽
 - 南太田1丁目
 - 三春台
 - 若宮町1丁目
- **磯子区**
 - 磯子8丁目
 - 岡村1丁目
 - 岡村2丁目
 - 岡村3丁目
 - 岡村4丁目
 - 岡村5丁目
 - 岡村6丁目
 - 滝頭1丁目
 - 滝頭2丁目
 - 滝頭3丁目
 - 中浜町
 - 久木町
 - 広地町
 - 丸山2丁目
- **磯子区** (continued)
 - 若宮町2丁目
 - 若宮町3丁目
 - 若宮町4丁目
- **磯子区** (continued)
 - 西前町2丁目
 - 西前町3丁目
 - 浜松町
 - 東久保町
 - 藤棚町1丁目
 - 藤棚町2丁目
 - 元久保町
- **磯子区** (continued)
 - 千代崎町4丁目
 - 寺久保
 - 西竹之丸
 - 西之谷町
 - 初音町1丁目
 - 初音町2丁目
 - 初音町3丁目
 - 英町
 - 本郷町1丁目
 - 本郷町2丁目
 - 本郷町3丁目
 - 本牧荒井
 - 本牧町1丁目
 - 本牧町2丁目
 - 本牧満坂
 - 本牧緑ヶ丘
 - 箕沢
 - 麦田町2丁目
 - 麦田町3丁目
 - 麦田町4丁目
 - 矢口台
 - 山手町
 - 大和町1丁目
- **磯子区** (continued)
 - 大和町2丁目
 - 山元町1丁目
 - 山元町2丁目
 - 山元町3丁目
 - 山元町4丁目

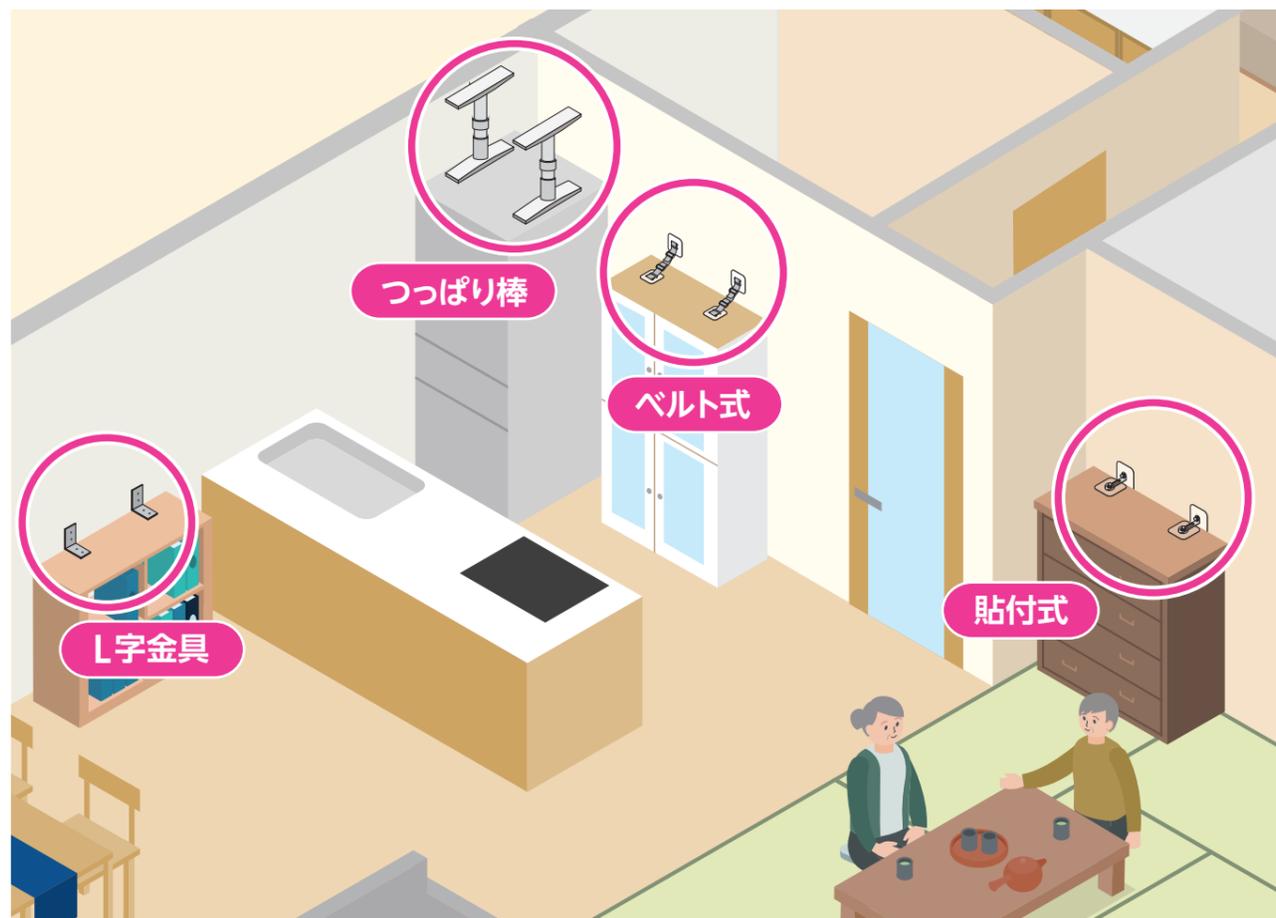
Step 1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア** 65歳以上
- イ** 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ** 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ** 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ** 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は**2つ**までとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jjshin/sonae/kaguten.html>



注意 点

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。</small>	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償	家具と天井の隙間に取り付けるタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850 円(税込)/個(セット) 中: 935 円(税込)/個(セット) 大: 1,045 円(税込)/個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770 円(税込)/個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 無償	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880 円(税込)/個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 無償	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320 円(税込)/個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65 歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

よこはまテレビ・プッシュについて【掲示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。
掲示についてご協力をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円 (税込)

(内訳) 専用機器代金 16,500 円 (税込)

設置設定費用 12,100 円 (税込)

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円 (税込) がかかります。(※)

(※) ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

(電話) 03-6670-2114 (受付時間 9:30~18:00 土日祝 除く)

(メール) info@itscom.jp



総務局緊急対策課

担当 中尾、山口

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

災害情報を テレビに お知らせ



横浜市

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に
不安を感じている方のために
よこはまテレビ・プッシュ

テレビが自動でオン!



電源オフ

zzz

緊急



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助!**
月額550円(税込)で利用できます!

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象者 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。



お申込み・お問い合わせ:
イツツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ:
横浜市総務局緊急対策課

☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝 除く)

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝 除く)

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

中区福祉保健課長 倉田 真希

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

1 趣旨

令和7年12月1日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

令和7年2月の区連会で事前の情報提供をさせていただきました、民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

- 推薦準備会の開催
- 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- 推薦書類の作成及び区への提出

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6月から8月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続については、6月初旬までに福祉保健課から自治会町内会長地区連合町内会長あてご案内いたします。	
提出期限	令和7年8月22日（金） 推薦準備会終了後は速やかに書類を提出いただきますよう、御協力よろしく お願いいたします。 (候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、福祉保健課にご提出ください。)	
委嘱日	令和7（2025）年12月1日	

裏面あり

4 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

(1) 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、(連合)地区推薦準備会の設置を省略することが可能(設置も可能)となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ①全候補者が現任の民生委員(主任児童委員)で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ②自治会町内会等(地区連合自治会町内会等)の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している
- ③地区民児協の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件(適任者、年齢要件、居住要件(資料4参照))をご確認ください。

【年齢要件の特例について】

※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期(3年間)のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。(条件あり)

【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
 - ②自治会町内会の代表(会長)の同意がある
 - ③地区民児協の代表(会長)の同意がある
- ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

(3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

(4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会(地区連合町内会)の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

※具体的な推薦手続や推薦に必要な書類については、後日送付させていただきます御案内を御確認ください。

5 推薦事務説明会について

推薦事務の詳細について以下の通り説明会を開催します。

(1) 日時

第1回 令和7年6月17日(火)午後7時から午後8時まで

第2回 令和7年6月18日(水)午後2時から午後3時まで

(2) 場所

中区役所別館3階会議室(305)

横浜市中区日本大通35

6 チラシのご活用について（資料6）【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介するチラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

7 バトンタッチサポーター（仮称）について（資料7）【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

8 添付資料

- (1) 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の受付図（資料2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料4）
- (5) 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧（資料5）
- (6) 「やってみませんか？民生委員・児童委員」チラシ（資料6）
- (7) バトンタッチサポーター（仮称）制度について（資料7）

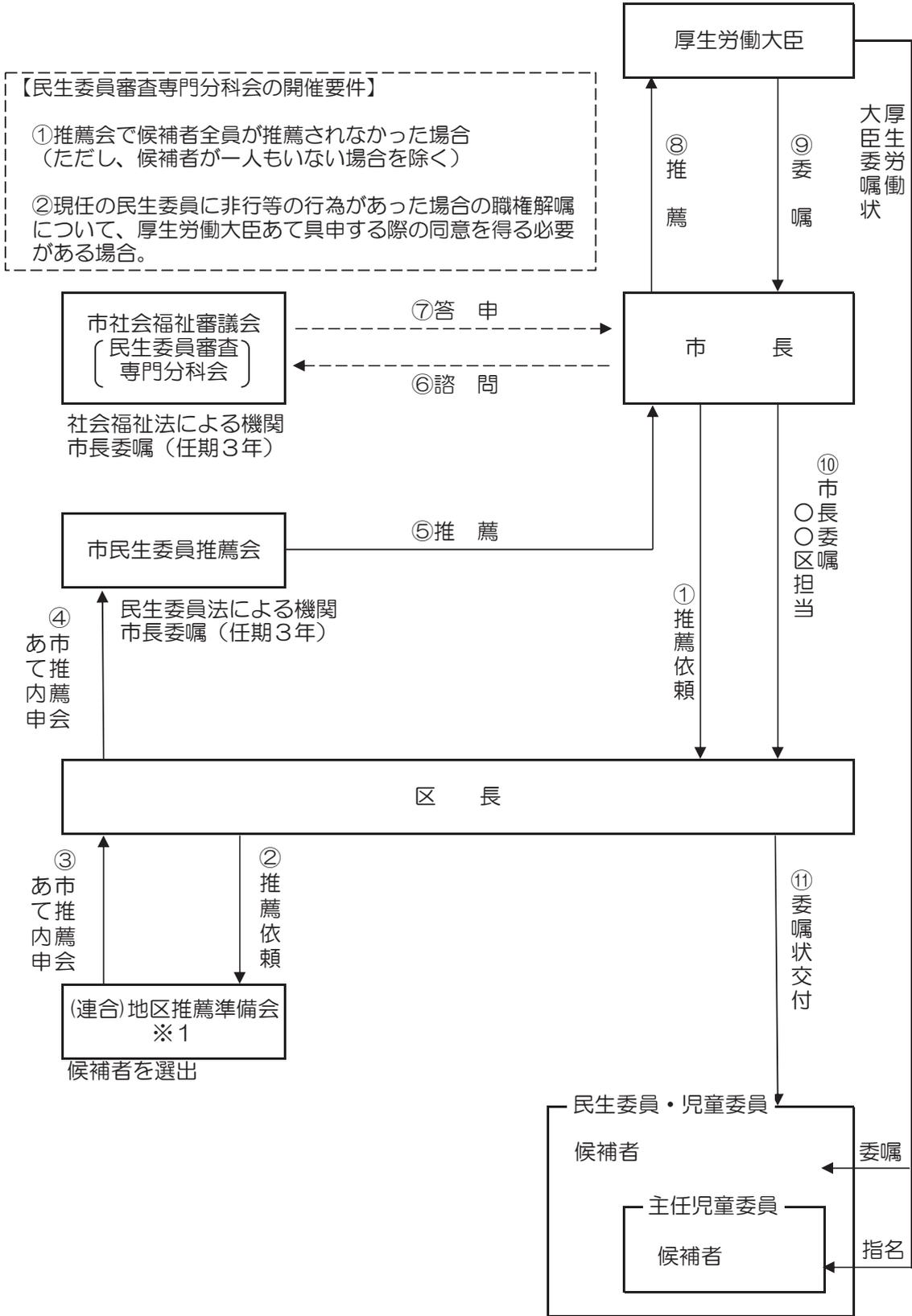
担当 中区福祉保健課
運営企画係 堀、浅野
電話：224-8151
FAX：224-8157
Email: na-uneikikaku@city.yokohama.lg.jp

資料1

令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7（2025）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選
		任期・・・令和7（2025）年12月1日から 令和10（2028）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬	
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について**【活動費の支給】****年間 70,200 円**

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】**年間 7,500 円（令和7年度の場合）**

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 </div>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 令和 10 年 (2028) 年 1 月 30 日まで	

<p>3. 推薦主体</p> <p>①設置の単位</p> <p>②構成</p> <p>③構成員 (推薦人)</p>	<p>地区推薦準備会</p> <p>主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p>	<p>連合地区推薦準備会</p> <p>主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p>
<p>民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>		
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<p>令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。 なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。</p> <p>開催までの準備</p> <p>地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <p>履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。 ・ 開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。 	

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・ 適任者の要件を満たしているか。
- ・ 留意事項を確認しているか。
- ・ 年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・ 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

「会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。」

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員

あなただからできる

あなただからできる

地域の行事に出ている

仲間と一緒に活動することに楽しさを感じる

よく人から相談を受ける

人の話を聞くのが好き

ボランティアに興味がある

会社を退いたので地域と関わりたい

人の役に立ってみたい

自治会役員やPTAの経験がある

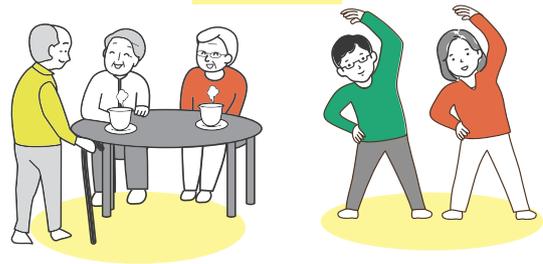
横浜市では、約4,400人の民生委員*が地域を支えています
*主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた



福祉の仕組みに
詳しくなれた



人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた



仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例

○×さんの最近の様子を地域ケアプラザに連絡 (20分)

前月の活動報告を記入し、地区会長へ提出 (1時間)

○○のふれあいサロンは、私用があるので地区の仲間にお任せして欠席

地区の定例会に参加。あわせて子育てサロン代表から最近の子育て事情を聞く (2時間)

来月の福祉まつりの準備会に参加。地区の仲間と一緒に当日の展示物をつくる (1時間)

見守りのため、町内のひとり暮らし高齢者を2件訪問 (1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額 70,200 円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら...

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045-) へご相談ください。

令和7年1月発行

バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12月～3月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、 <u>経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐこと</u> で、 <u>新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える</u> 。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） （欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。）
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u> ②担当地域の児童や高齢者等への <u>訪問の同行（引継ぎ）</u> ③関係機関との <u>引継ぎ</u> ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対する <u>サポート</u> ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の12月1日から翌年3月31日までの4か月間
位置づけ	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和10年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集【情報提供】

1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、お住まいの区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 全区での市民意見募集の概要

(1) 募集期間 6月11日(水)10:00～7月10日(木)23:59

(2) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。



4 ご参加いただける方

市内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

5 参考資料

チラシ

市民局区連絡調整課
担当 佐藤、折原、太田
電話 045-671-2088 /FAX 045-664-5295
メール sh-kuren@city.yokohama.lg.jp

市民局広聴相談課
担当 會田、澤川、黒木
電話 045-671-2335 /FAX 045-212-0911
メール sh-kochosodan@city.yokohama.lg.jp

あなたのご意見・アイデアで 中区をもっと良くしませんか?

お住まいの中区について、「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」というようなことをデジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!
特に、「地域の担い手の発掘」「中区制100周年に向けた取組」「GREEN×EXPO 2027に向けた取組」の3点について、ご意見をお待ちしています。



参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

意見募集期間

2025 **6.11** (水) 10:00 ~ **7.10** (木) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について
横浜市 市民局区連絡調整課

Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて
横浜市 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911

▶ 中区役所の事業について
中区役所 区政推進課

Tel : 045-224-8127 Fax : 045-224-8214



「Surfvote(サーフボート)」について

Surfvote

Surfvote では、さまざまな政策や課題(イシュー)について知り、自分の考えや立場に基づき意見・アイデアを投稿し、他の人の意見を傾聴し評価することもできます。

■ 意見投稿の画面イメージ ※ 区に関するご意見は、「市民からの提案」などでも、引き続きお寄せいただけます。

① 表面の二次元コードの読み取り、または検索ワード「横浜市 デジタルプラットフォーム」で横浜市ウェブページにアクセス後、「各区イシューページ」からお住まいの区名をクリックする。

各区イシューページ

- 青葉区 (外部サイト)
- 旭区 (外部サイト)
- 泉区 (外部サイト)

② ユーザーの新規登録を行い、ログインをする。

新規登録 | ログイン

③ ログイン後、お住まいの区のイシューページで「〇〇区に関するご意見・アイデア」をクリックし、追加項目（氏名 / 住所 / 電話番号 / メールアドレス / 年齢）の登録を行う。

※ 追加項目で登録された内容は公表されません。

氏名 (事前にご登録いただいた名前 (ニックネーム) が公開されません。)
氏名を入力してください

住所1 (横浜市〇〇区)
お住まいの区を選択してください

住所2
それ以降を入力してください

電話番号
ハイフン抜きで電話番号を入力してください

メールアドレス
メールアドレスを入力してください

※本人確認メールが入カメールアドレスに送信されます。

年齢
年齢を入力してください

規約
 プライバシーポリシーと利用規約に同意する

送信する

④ ③で登録したメールアドレスに送付された本人確認メールを開き、認証 URL をクリックし、本人確認を完了する。

投票所

鶴見区に関するご意見・アイデア

オピニオンを見る

投票状況を確認

Surfvote 本人認証のご確認

Surfvote 14:55

To 自分

このメールは、Surfvoteより自動的に送信されています。

この度は、Surfvoteをご利用いただき、誠にありがとうございます。

認証URL
http://dev.surfvote.com/issues/email/verify/2090c0914da75021252e967eb081bfaa7a7b80d8d2b8ceb1fc1cceb5624c8dd?cms_id=ynje8qy4v8yb&expires=1745564100&signature=fd8697c7a4b4c795371a494ffa2a24696fe1fc54801aa3757b37bfb2888045b8

※認証URLは発行後1時間経過すると使用できなくなります。

本人確認メールに関するログインについて、問題が発生した場合は下記URLからご連絡ください。
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FHy2LSP2...>

⑤ 意見投稿画面で意見を入力し、投稿する。

【青葉区にお住まいの皆様へ】青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください

横浜 太郎

青葉区に関するご意見・アイデア

青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください。

こちらに入力

オピニオン入力をスキップ

他のユーザーの回答

回答

<イシューページに遷移>

本人確認が完了しました。

お手数ですが再度ご希望の回答項目を選んで、投票をお願いします。

閉じる

鋼管ポール防犯灯の全数点検について

【お知らせ】

市連会 5 月定例会説明資料
令和 7 年 5 月 12 日
市民局 地域防犯支援課

(1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約 2 万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月
- ・点検業者：株式会社カワデン

横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議^(*)させていただきます。

* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



(2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

(3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

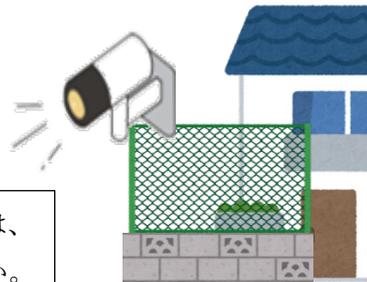
① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

注意: 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下のQRコードからご覧ください。



② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。(10/31 期限)



⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。(12/26 期限)



⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 ※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

〔 鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤

地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円 ※2

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。
また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市WEBページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



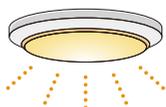
横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

省エネ性能

★★★☆☆2.4

家庭用

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「**募集案内**」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能
★★★★☆4.0



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7年9月30日** 火 まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和7年12月までの整備が対象

導入効果

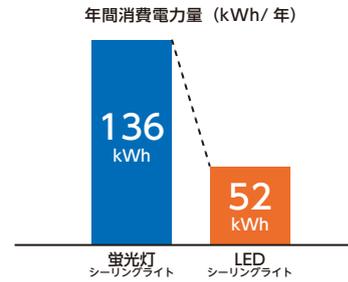
LED 照明器具

年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **38kg 削減!**

年間電気代

約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

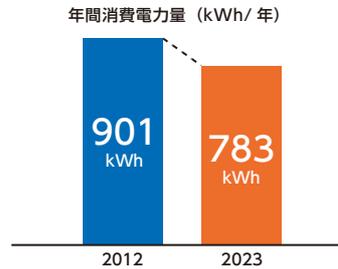
エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **53kg 削減!**

年間電気代

約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）

年間 CO₂排出量

約 **340kg 削減!**

年間電気代

約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※軽体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法:

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限:

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話

045-451-7740

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール

yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5月7日現在:電子申請 890件、郵送等 825件、合計 1,715件 回答率 60.7%) (前回(令和2年度)最終回答率:90.5%)

回答期限につきまして、6月6日(金)まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

1 回答期限

令和7年6月6日(金) 【期限を延長しました】

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

3 回答方法

(1) または (2) の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

(1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



↑アンケートの
二次元コード

(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(3) 郵送の場合

3月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課

電話 045-671-2317

FAX 045-664-0734

Eメール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

区連会 5月定例会資料
令和7年5月19日
横浜川崎治水事務所
急傾斜地第一課

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

神奈川県横浜川崎治水事務所
急傾斜地第一課長 中野 和幸

土砂災害警戒区域等の区域の見直しに関する現地調査の周知について（依頼）

本県の県土整備行政の推進につきましては、日頃格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を実施しており、中区内においては、令和3年3月16日付で指定の告示をしております。この区域は、おおむね5年ごとに見直しを行うとされていることから、当所では令和7年6月から中区内の区域の見直しに向けたがけ地の現地調査を開始する予定です。なお、調査結果は、令和8年度中に公表する予定です。

つきましては、本調査について幅広く周知していただきたく、各自治会町内会の掲示板へチラシの掲出をお願いいたします。

1. 周知内容：土砂災害警戒区域等の区域の見直しに関する現地調査について
2. 掲出期間：チラシ到着から可能な限り長く
※短くても6月中の掲出をお願いいたします。
3. 添付資料：「土砂災害に備えてがけ地を調査します」チラシ(A4)

問合せ先

神奈川県横浜川崎治水事務所

工務部 急傾斜地第一課 成田、守重

電話 045-411-2520（内線 3242）

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

中区では、令和7年6月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、中区内及び隣接区にまたがるがけ地約100箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会はありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの方には調査のお知らせをポスト投函等で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和8年度中に公表する予定です。



表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



土砂災害防止法

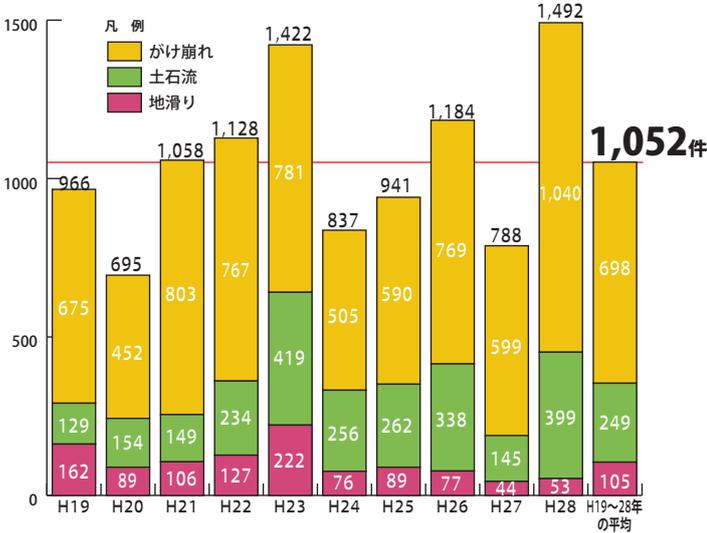
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

近年の土砂災害発生状況

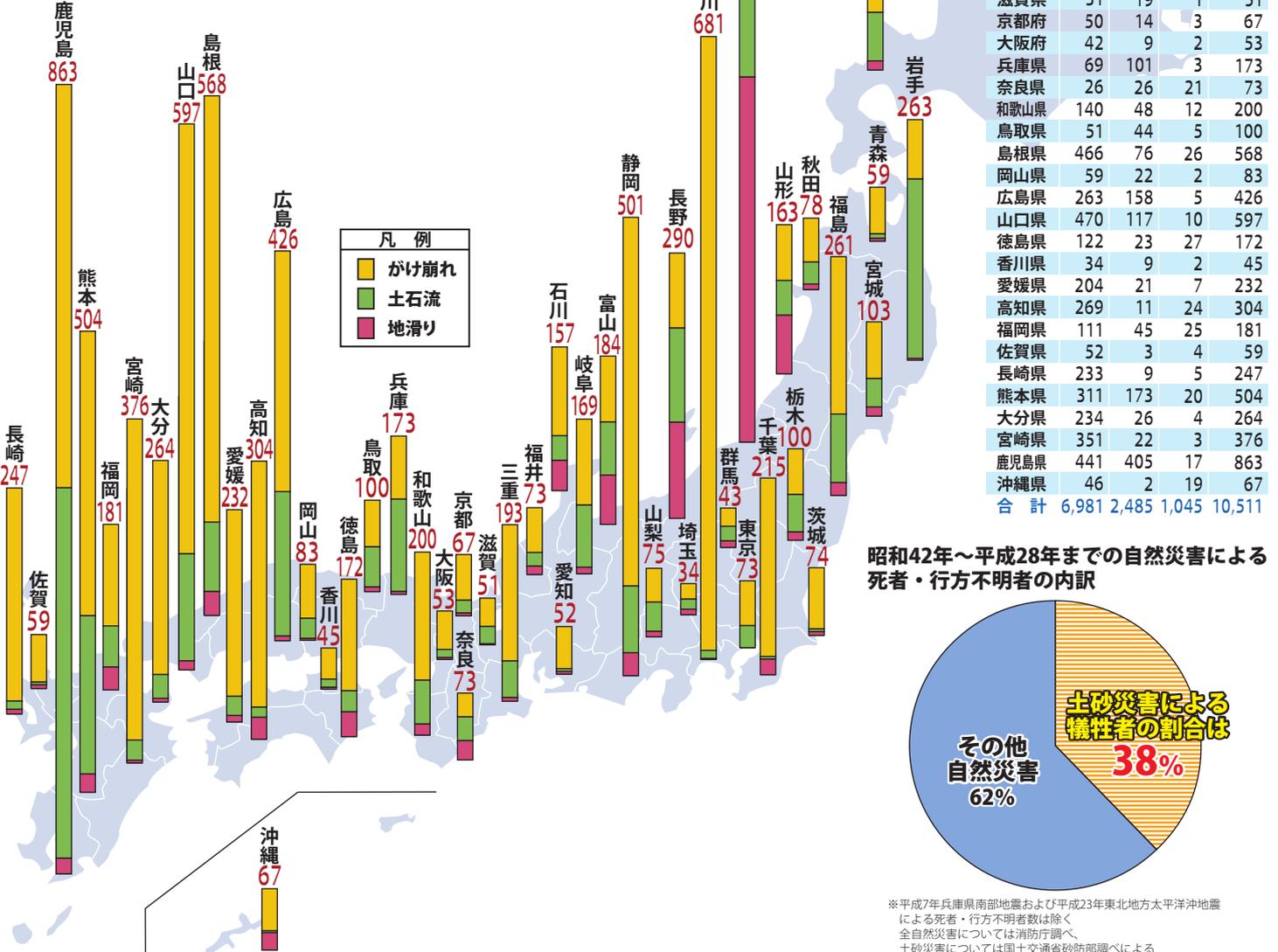
土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数 (平成19年～28年)

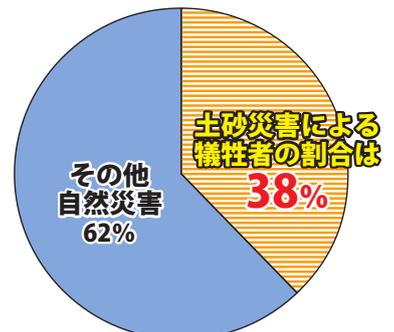
※小数点以下四捨五入



■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況 (平成19年～28年)



昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

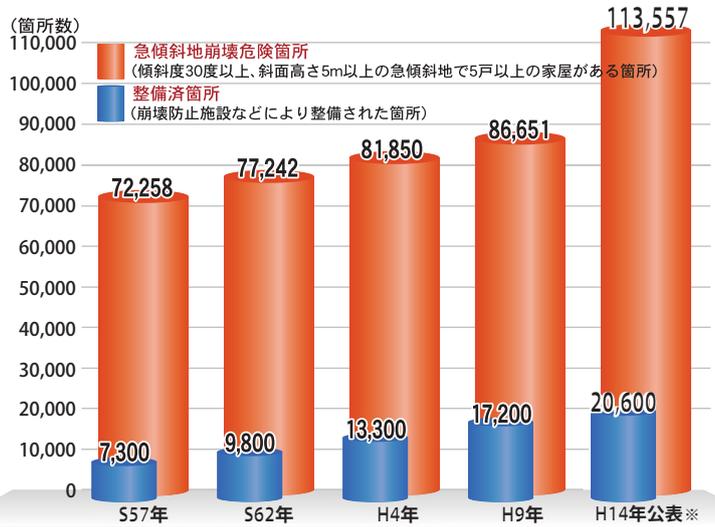
『土砂災害防止法』とは 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、Ⅰ：「人家5戸以上等の箇所」

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査
- ・基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

〈警戒避難体制の整備等〉

- ・市町村地域防災計画への記載
- ・要配慮者利用施設の避難体制
- ・土砂災害ハザードマップの配布等

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

〈移転等の支援〉

- ・住宅金融支援機構の融資
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



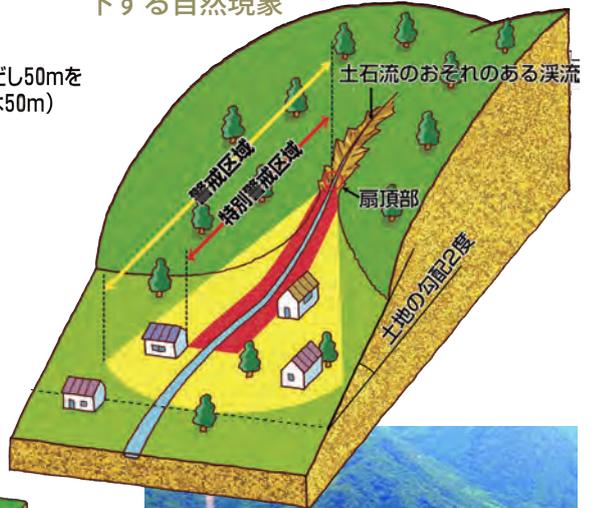
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



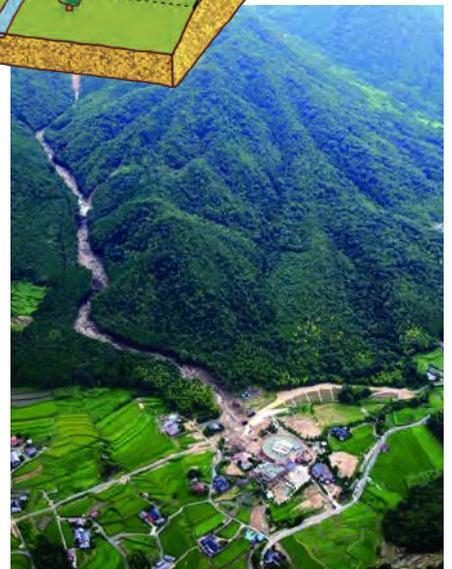
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍 (50mを超える場合は50m) 以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域 (地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離 (250mを超える場合は250m) の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30時間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

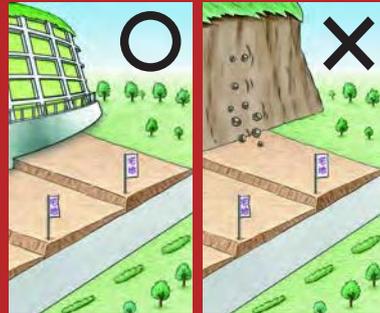
土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるのかについて建築確認がとれます。
【建築主事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

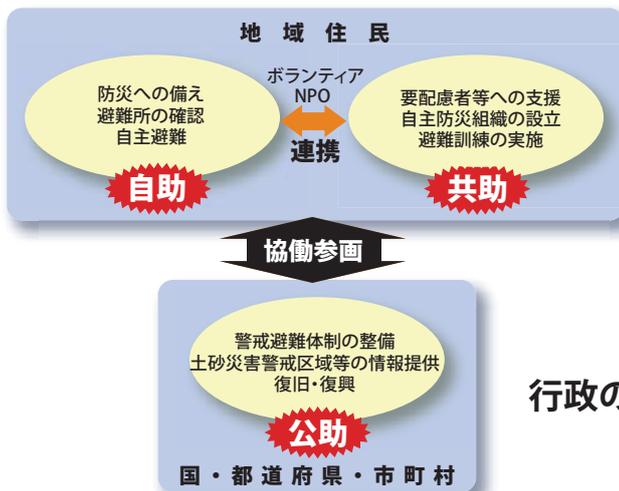
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。



土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要になります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）

令和 7 年度中区家庭防災員研修会への参加募集について（御依頼）

平素から消防行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただき、地域における防災活動においても活躍していただきたいと考えています。

昨年度は、家庭防災員研修会に 43 名の方々にご参加いただきました。

令和 7 年度につきましても、自治会町内会ごとの御推薦又は個人からの応募により受講者を募集させていただきます。

1 依頼事項

(1) 「中区家庭防災員研修会受講者募集」（別紙 1）により、御周知をお願いいたします。

(2) 自治会町内会で研修会に御推薦する方がある場合は、「家庭防災員研修参加名簿」（別紙 2）を用いて、御推薦をお願いいたします。

《御推薦の報告期限》

御推薦がある場合は、令和 7 年 8 月 29 日（金）までに中消防署総務・予防課予防担当まで F A X 等で御報告をお願いいたします。

《担当・提出先》

担当：中消防署総務・予防課 予防担当 川村、黒田、菊田

TEL・FAX：045-251-0119 E-mail：sy-naka-sy@city.yokohama.lg.jp

2 研修会概要

(1) 開催日時

令和 7 年 11 月 16 日（日）、令和 7 年 11 月 18 日（火）、

※ 2 日間共に同じ内容となります。

※ 開催時間はいずれも午前 9 時 15 分から午後 1 時 00 分までとなります。

(2) 研修対象者

満 15 歳以上の区内在住の方であればどなたでも受講できます。

(過去に受講された方も再受講可能です。)

※ 研修修了者には市長名の「修了証」を交付します。

(3) 会場

横浜市民防災センター（神奈川区沢渡 4 - 7）

(4) 研修内容

横浜市民防災センター施設内の「災害体験ツアー」及び「救急研修等」により知識や技術を習得いただきます。

(5) その他

会場の関係上、御参加の方が一部の回に集中した場合、人数を分散させていただく場合がございます。

その際は、こちらから日程変更を依頼させていただきます。

御協力のほど、よろしくお願いいたします。

担当：中消防署総務・予防課 予防担当

川村、黒田、菊田

TEL・FAX：045-251-0119

E-mail: sy-naka-sy@city.yokohama.lg.jp

令和
7
年度

中区 家庭防災員 研修会受講者募集



防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につけることを目的とした、家庭防災員研修を実施します。
大規模な災害に対する備えや自助・共助の大切さを、横浜市民防災センターの体験ツアーを通して学びます。

ぜひ今一度、防火・防災について学んでみませんか？



研修会について

○日程 令和7年11月16日（日）
令和7年11月18日（火）
※どちらか1日にご参加いただけます。

○時間 両日 午前9時15分から午後1時まで

○場所 横浜市民防災センター（神奈川区沢渡4-7）

○内容 横浜市民防災センター施設内の「災害体験ツアー」への参加など防火防災に役立つ知識・技術の習得

○申込方法（①～③のいずれかでお申込み）

- ①横浜市電子申請・届出システム
- ②お電話による申込み
- ③自治会・町内会長による推薦

※申込期限 令和7年8月29日（金）まで

区内在住・満15歳以上
の方ならだれでも
受講可能！



◆申込みフォーム◆



お問合せ

中消防署
家庭防災員担当

TEL 045-251-0119
(受付時間/平日8:45~17:00)

令和 年 月 日

横浜市中消防署長

自治会・町内会名 _____

会長名 _____

電話 _____

家庭防災員研修参加名簿

次の方が参加いたします。

ふりがな 氏名	住所	電話番号	参加希望日
1	〒 中区		
2	〒 中区		
3	〒 中区		
4	〒 中区		
5	〒 中区		

※ 連絡員とは、消防署からの連絡事項等のお取次ぎをしていただく方です。
現連絡員も変更ない場合でも御記入をお願いします。

連絡員氏名	新規	委嘱・推薦	電話
	継続	年度	

◎ 依頼事項

- 氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所はマンション名、棟、室番号までご記入ください。
- 令和7年8月29日（金）までに中消防署総務・予防課予防担当までFAX等でご報告をお願いします。

中消防署総務・予防課予防担当TEL・FAX : 045-251-0119 E-mail: sy-naka-sy@city.yokohama.lg.jp

中区連合町内会長連絡協議会各位

(一社) 横浜港振興協会
専務理事 今村裕一郎

横浜港大さん橋マルシェ 2025 の開催に伴う掲示板への掲出について (依頼)

日頃より横浜港振興協会の取り組みに御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当協会では 2017 年より、普段は立ち入りが制限されている岸壁エリアを会場に「大さん橋マルシェ」を開催しております。

16 回目の開催となる今年は、約 100 店舗の物販、10 台のキッチンカーが出店予定のほか、開放的な大さん橋岸壁先端にドッグパークも展開いたします。

つきましては、多くの区民の皆様にご来場いただきたいため、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、自治会町内会掲示板へのチラシの掲示をお願い申し上げます。

1 掲示いただきたいチラシ

別添のとおり (A4 判 1 枚 片面)

2 掲示いただきたい期間

お手元に届いた日～令和 7 年 6 月 29 日 (日) まで

《開催概要》

1 開催日

令和 7 年 6 月 28 日 (土) 及び 29 日 (日) 10:00～16:00 (最終入場 15:30)

※雨天決行、ただし荒天は中止 (当日の中止については公式 HP、SNS で告知)

2 場所

大さん橋岸壁 (山下公園側)

3 入場料

無料

4 内容

飲食や物品販売、ドッグパークの展開

横浜水上警察署協力のもと、警察車両の展示

横浜市消防局中消防署の協力のもと、消防車両の展示

担当：一般社団法人 横浜港振興協会 担当課長 木村友之
電話 045(671)7241

行こうよ！

ワンちゃんと

楽しめる

港のマルシェ。

2025
6/28
SAT

29
SUN

YOKOHAMA OSANBASHI MARCHE 2025

開催時間

10:00~16:00

(最終入場15:30)

横浜港 大さん橋 マルシェ

with ドッグパーク



海を目の前に広々とした岸壁で食品販売、キッチンカー、ドッグパークを展開！

会場：横浜港大さん橋国際客船ターミナル 山下公園側岸壁

主催 横浜港大さん橋国際客船ターミナル(指定管理者：一般社団法人横浜港振興協会)

協力 株式会社横浜アーティスト/株式会社ネスター ミリオンペット/Catering & Delivery-Service Association 合同会社(CDA)

お問い合わせ 横浜港大さん橋マルシェ2025 事務局(横浜アーティスト内) TEL.045-681-2353 (平日10:00~17:00)



横浜港大さん橋国際客船ターミナル

〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1-4

<https://osanbashi.jp/>

■電車でお越しの方

- ・みなとみらい線「日本大通り駅」下車 徒歩7分
- ・JR/横浜市営地下鉄「関内駅」下車 徒歩15分

■お車でお越しの方

- ・首都高速横羽線 横浜公園ランプから約3分
- ・首都高速湾岸線 新山下ランプから約10分

大雨及び台風などの悪天候時、及び強風などによる事故の恐れがあるときは、開催を中止する場合があります。



中区役所駐車場の工事期間中の利用停止について

令和7年6月30日から9月30日（予定）の期間、区役所駐車場のカーリフト更新工事が実施されます。工事期間中は駐車場が使用できないため、ご来庁の際は公共交通機関のご利用をお願いします。

障害者手帳をお持ちの方は、駐車場所をご案内しますので駐車場誘導員にお申し出ください。

ご不便をおかけしますが、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

- 1 工事期間
令和7年6月30日から9月30日まで（予定）
- 2 依頼事項
工事期間中にご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。
- 3 その他
広報よこはま中区版6月号や区ウェブページ等で周知予定です。

中区総務課
山岸、村田
na-somu@city.yokohama.lg.jp
224-8143

中地振第167号
令和7年5月19日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長 阿部 康裕

中区自治会町内会掲示板整備費補助金の申請について（依頼）

日頃から中区政の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も引き続き、地域住民の福祉の向上、連帯の増進、災害情報提供に寄与する掲示板の整備を進めていただきたいと考えております。補助対象となる案件がございましたら、整備する際にかかる経費の一部を補助いたしますので、申請書類を御提出くださいますようお願い申し上げます。

1 補助対象

新規設置、更新（撤去して、同じ場所に設置）、修繕の3種類があります。

※補助基準

- (1) 補助の優先順位は、新規設置>更新>修繕 の順といたします。
- (2) 新設については、周辺に掲示板がないなど必要性の高いケースを優先します。
- (3) 更新及び修繕については、掲示板の状況を確認し優先順位を決定します。

2 補助金額

1団体当たり10万円を限度

※申請額の合計が予算に達した場合には、受付を締め切らせていただきます。

3 申請書類

- (1) 中区自治会・町内会掲示板整備費補助金交付申請書
- (2) 掲示板設置位置図及び現況写真
- (3) 工事費見積書（写し）
- (4) **【新設の場合のみ】**

占有または使用が可能なことを証する書面（写し）

- ・公有地の場合：道路占有許可書等、許可が取れていることを証する書類
(道路占有許可書については、中土木事務所へ御相談ください。)
- ・民有地の場合：土地所有者の印がある設置承諾書
(様式見本が必要な場合は地域振興課に御相談ください。)

※新設の場合は、あらかじめ近隣の方々に説明を行い、設置への理解が得られてから、御申請いただきますようよろしくお願いいたします。

4 提出方法・期限

(1) 提出方法

(ア) 持参 中区 地域振興課 64番窓口

(イ) 郵送 〒231-0021 中区日本大通 35 番地 中区役所 地域振興課 宛

(ウ) メール na-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

※様式のデータをお送りしますので、ご希望の方は地域振興課までご連絡ください。

(2) 提出期限

令和7年7月31日(木) 必着

5 ご注意

補助金交付の決定があるまでは、工事に着手されないようお願い申し上げます。

交付決定送付予定 8月中旬

担 当 〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地
中区地域振興課 地域力推進担当 都築・土屋
電話 224-8136

中区自治会・町内会掲示板整備費補助金交付申請書

年 月 日

(提出先)
横浜市中区長

団 体 名
代表者住所
氏名
電話 ()

中区自治会・町内会掲示板整備費補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び中区自治会・町内会掲示板整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 設置場所等

設 置 場 所	新設・更新・ 修繕等の別	設置 工事費	経 費 内 訳		
			補 助	その他	
				金 額	説 明
1					
2					
3					
4					
5					

2 補助金交付申請額

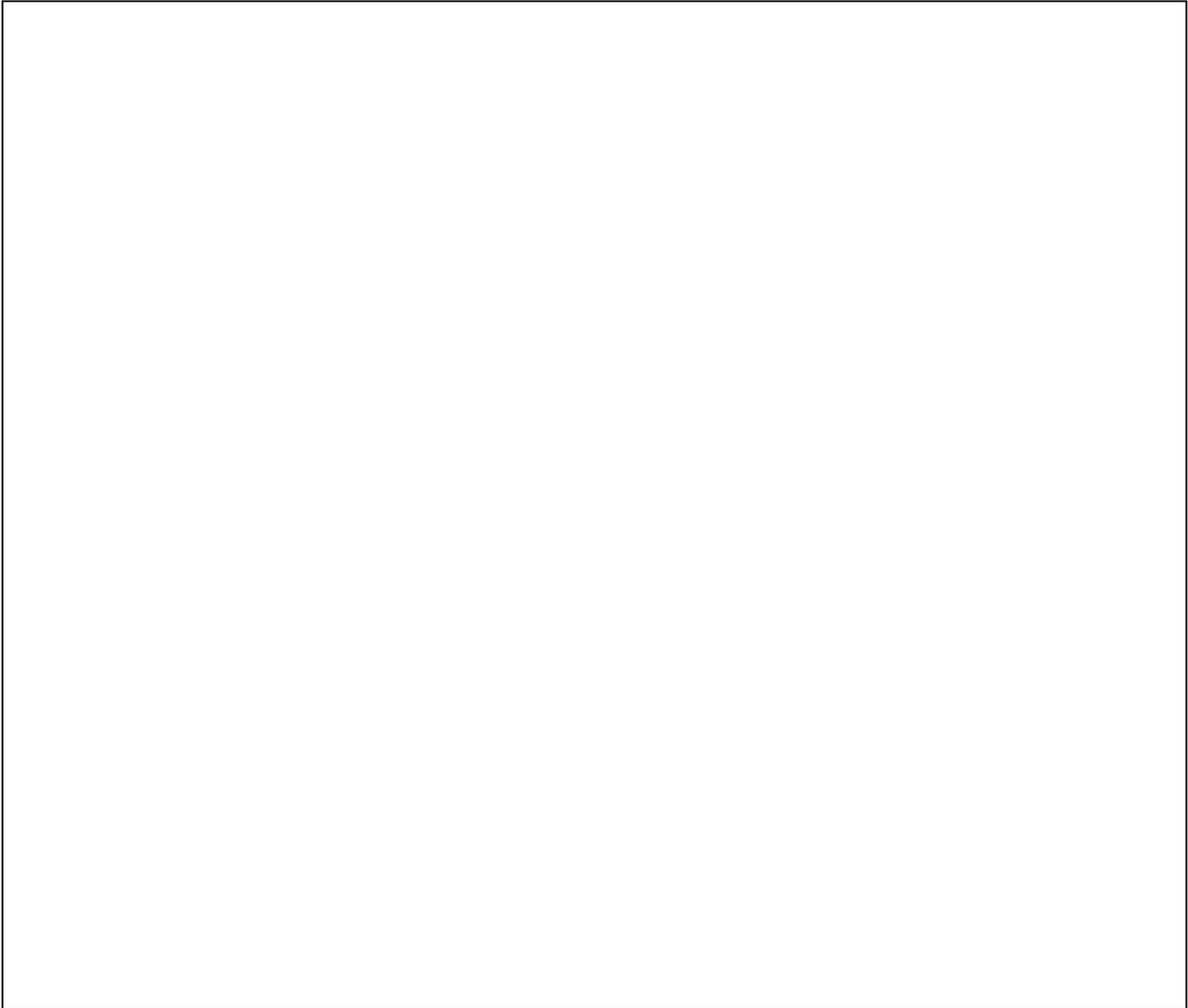
_____ 円

3 関係書類

- (1) 掲示板設置位置図及び現況写真
- (2) 工事費見積書(写)
- (3) 設置に関して占用又は使用が可能なことを証する書面(写) ※新設の場合に限る
- (4) その他区長が必要と認める書類

掲示板設置位置図

設置場所 . 町名地番



現況写真

